

令和元年度 松浪地区まちぢから協議会 第5回 運営委員会 次第

日時 令和元年9月18日(水) 9:30～
場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(植松会長)

- 2 議事
 - (1) 市民集会について(報告)

 - (2) 松浪コミセン開館5周年記念式典及びコミセンまつりについて

 - (3) 松浪コミセン職員採用・退職について

 - (4) その他

- 3 防災対策部会からの進捗報告

- 4 自治会長部会からの進捗報告

- 5 市民安全部会からの進捗報告

- 6 自治会館の管理運営について

- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

- 8 松浪コミカフェ管理運営について

- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告

- 10 会計からの報告

- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会

 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会

100分

- (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ
- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- ~~(14) 松浪学区子ども会連合会~~
- (15) 食生活改善推進団体
- ~~(16) 環境指導員~~
- (17) 浜竹一丁目自治会
- (18) 浜竹二丁目自治会
- (19) 浜竹三丁目自治会
- (20) 浜竹四丁目自治会
- (21) 松浪一丁目自治会
- (22) 松浪二丁目自治会
- (23) 富士見町自治会
- (24) LG 富士見町自治会

(25) 常盤町自治会

(26) 緑が浜自治会

(27) 汐見台自治会

(28) 出口町自治会

(29) ひばりが丘自治会

(30) 美住町自治会

(31) 公募委員

20分

12 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

13 スケジュールについて
別紙のとおり (総会資料事業計画等資料を参照)

14 閉会

次回運営委員会：令和元年10月16日(水)

松浪コミュニティセンター開館5周年記念式典 招待者及び出席予定者

令和元年9月13日現在

茅ヶ崎市役所関係

		所属	役職	氏名	出欠
1	1		茅ヶ崎市長	佐藤 光	○
2	2		茅ヶ崎副市長	塩崎 威	○
3	3		茅ヶ崎副市長	岸 宏司	○
4	4		茅ヶ崎教育長	竹内 清	○
5	5	茅ヶ崎市 理事・総務部	部長	秋津 伸一	○
6	6	茅ヶ崎市 福祉部	部長	熊澤 克彦	○
7	7	茅ヶ崎市 教育推進部	部長	中山 早恵子	○
8	8	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	課長	富田 雄也	○
9	9	茅ヶ崎市 教育委員会教育推進部社会教育課	小和田公民館 担当課長	鈴木 俊也	○
10	10	茅ヶ崎市消防署警備第一課小和田出張所	所長	矢野 謙一	○
11	11	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	課長補佐	伊藤 昌宏	○
12	12	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	課長補佐	小松 浩幸	○
13	13	茅ヶ崎市 総務部市民自治推進課	副主査	忠隈 厚志	○

神奈川県議会

14	1	神奈川県議会	議員	永田 てるじ	
15	2	神奈川県議会	議員	柘 晴太郎	
16	3	神奈川県議会	議員	くさか 景子	

茅ヶ崎市議会

17	1	茅ヶ崎市議会	議員	水島 誠司	
18	2	茅ヶ崎市議会	議員	阿部 英光	
19	3	茅ヶ崎市議会	議員	水本 定弘	
20	4	茅ヶ崎市議会	議員	広瀬 忠男	
21	5	茅ヶ崎市議会	議員	杉本 啓子	

学校関係

22	1	茅ヶ崎市立 松浪小学校	校長	平木 恵美	
23	2	茅ヶ崎市立 松浪中学校	校長	亀田 春彦	
24	3	茅ヶ崎市立 緑が浜小学校	校長	西片 尚之	
25	4	茅ヶ崎市立 汐見台小学校	校長	石井 久美	
26	5	茅ヶ崎市立 浜須賀中学校	校長	小林 美佐子	
27	6	学校法人 平和学園	学園長	所澤 保孝	

茅ヶ崎市地域集会施設連絡会

28	1	浜須賀会館管理運営委員会	会長	青木 三郎	
29	2	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会	会長	山田 敏夫	
30	3	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会	会長	島崎 久雄	
31	4	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会	会長	矢野 福德	
32	5	コミュニティセンター湘南管理運営委員会	会長	後藤 金蔵	
33	6	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会	会長	横森 昭男	
34	7	南湖会館管理運営委員会	会長	亀山 計次	
35	8	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会	会長	熊澤 繁雄	
36	9	鶴嶺西コミュニティセンター管理運営委員会	委員長	早川 正	
37	10	高砂コミュニティセンター管理運営委員会	会長	和田 高伸	

「行政からの依頼・説明事項」

No	課名	依頼事項	広報紙掲載	概要等	説明
1	学校教育指導課	パブリックコメントに実施について	有(9/1号) 無	「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」について、見直しを行い、改定素案をとりまとめまたことからパブリックコメントを実施することの周知。	市民自治推進課長
2	青少年課	「ちがさき青少年指導員だより」の回覧依頼について	有(/ 号) 無	青少年の健全育成の重要性を広く住民の方々に周知することを目的に作成した広報紙の回覧依頼。	青少年課長
3	高齢福祉介護課	介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修の受講者募集に関する回覧の依頼について	有(10/1号) 無	本研修終了者は、ヘルパーなどの資格がなくても「身体介護を含まない生活支援サービス」業務に従事できることから、受講者を増加させること目的とした回覧依頼。	介護保険担当課長
4	都市政策課	「住まいと終活セミナー」の開催に伴う回覧の依頼について	有(10/1号) 無	終活をとおして市民の皆さまと自宅の今後のことについて考えるきっかけとなることを目的としたセミナー開催を周知するための回覧依頼。	都市政策課長
5	福祉政策課	一斉改選に伴う民生委員・児童委員(主任児童委員)候補者の内申等のお礼ならびに現状報告について	有(/ 号) 無	平成30年度より、各地区にてご協力いただいていた民生委員・児童委員(主任児童委員)候補者の内申についてのお礼ならびに推薦の経過についての報告。	福祉政策課長

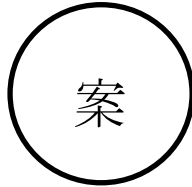
6	資源循環課	「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」等に関する説明会の実施について	有（ / 号） ①無	「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について、各自治会に説明するとともに、ごみ減量に関連する環境学習の案内を行うことの説明。	資源循環課長
---	-------	------------------------------------	---------------	---	--------

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は9月11日現在の予定であり、実際の実施においては、若干、変更になる可能性がございます。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」改定（素案）	市全体でいじめの未然防止・早期発見・早期解決等、いじめの防止等のための取り組みを進めるために策定した「茅ヶ崎市いじめ防止基本方針」について、より実効的な方針とするため、見直しを行い、改定素案をとりまとめました。	令和元年9月13日（金） から10月16日（水）	学校教育指導課

（ 事務担当 市民自治推進課 協働推進担当
電 話 82-1111(内線 2414・2415) ）



令和元年 月 日

自治会長 様

茅ヶ崎市教育委員会青少年課長

「ちがさき青少年指導員だより第98号」の回覧について（依頼）

初秋の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより当市の青少年行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では、地域における青少年の自発的活動とその育成活動を推進するために青少年指導員を委嘱し、青少年の健全な育成を図っております。

また、青少年指導員は市内19小学校区の地域を拠点として活動しており、地域に根ざした活動を目指しております。

つきましては、当市の青少年健全育成活動の一環として、青少年指導員の活動を一人でも多くの市民の方に御理解いただきたく、ご多忙のところ大変にお手数をおかけいたしますが、10月15日号の広報と合わせて、「ちがさき青少年指導員だより第98号」の回覧をお願い申し上げます。

なお、「ちがさき青少年指導員だより第98号」は、10月6日(日)の午後以降に、各小学校区の青少年指導員が、各自治会の広報配布・回覧のご担当者様に直接お届けいたしますのでご承知おきください。

事務担当 教育委員会青少年課 諸坂
電 話 82-1111 内線 3351



ちがさき 青少年指導員だより

第26期 活動目標

・青少年指導員は、子どもたちが明るく健やかに育つよう、各種研修や協力事業に積極的に取り組み資質向上を図り、情報を発信し地域づくりに努める

こんにちは 青少年指導員です！

市内19小学校区より5名ずつ選出され、合計95名が県と市から2年の任期で委嘱されています。青少年の自発的活動や青少年育成団体の活動を推進し、青少年の健全な育成をはかるために活動しています。

●青少年団体の育成と支援

- ・各種研修
- ・子ども会交流事業
- ・ゲームセミナー
- ・備品の貸し出し



指導員研修

子どもたちの
ための
いろいろな
活動をしています



19 小学校区

●青少年の体験活動の促進

- ・自然体験教室
- ・遊び体験教室
- ・成人のつどい



遊び体験教室の引率・見守り

●青少年に望ましい地域づくり

- ・愛のパトロール
- ・有害図書類の回収
- ・各種啓発活動



有害図書類の分別・回収

●青少年に関する調査と情報提供

- ・社会環境実態調査
- ・青少年指導員だより発行



青少年指導員だより作成・発行

●青少年に関する相談と対応

- ・各種相談窓口の紹介



理事会での情報の共有



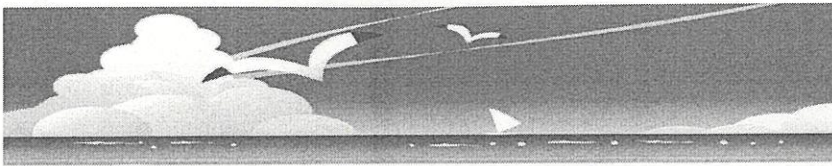
13 中学校区

●青少年の健全育成の推進

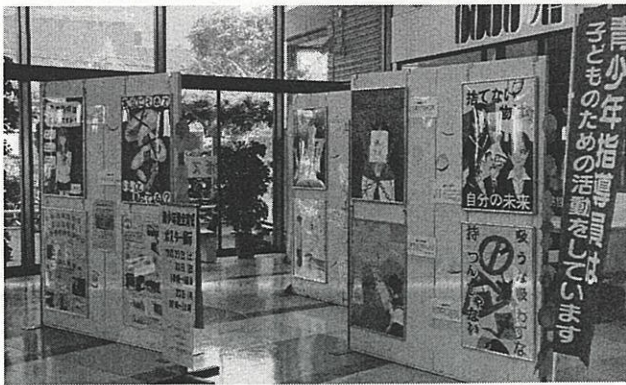
- ・青少年育成のつどい



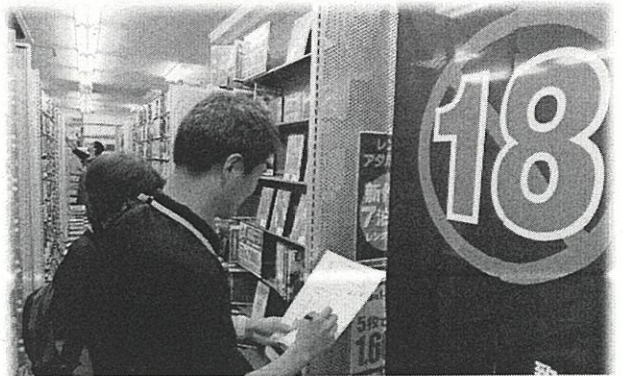
青少年育成のつどいの企画・運営



青少年指導員の活動



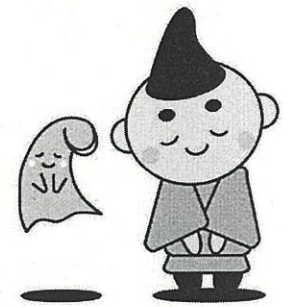
青少年健全育成ポスター展示
市立中学校の生徒がポスターを制作しています



社会環境実態調査
県から委託され各店舗の実態調査を行います



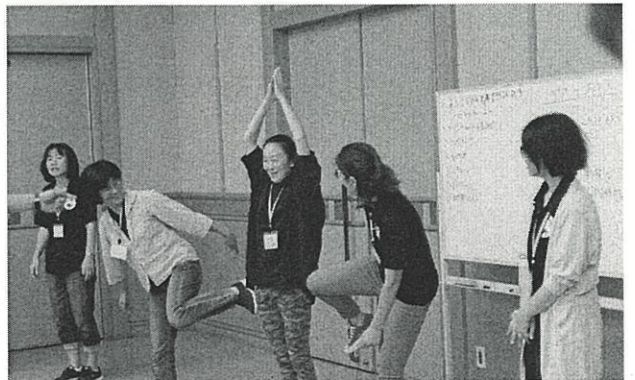
青少年指導員研修
各自のスキルアップのための研修会です



愛のパトロール
学区内のパトロールや声かけを行います

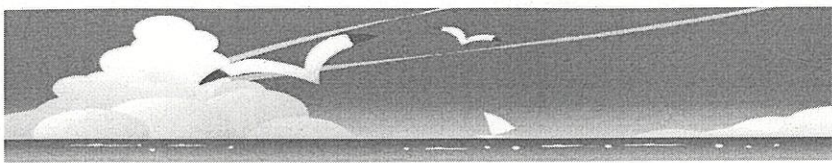


行政研修
青少年指導員としての資質向上をはかる研修です



市民ふれあいまつり
ブースを出店して青少年健全育成ポスター展示やバルーンアートを行います

活動を紹介します



有害図書回収
茅ヶ崎駅南口に回収ボックスを設置しています



県立茅ヶ崎養護学校文化祭
〈きらめき祭〉



青少年会館フェスタ
子供たちがミュージックベル体験をします



全体会
青少年指導員の交流を深める企画です



成人のつどい



青少年育成のつどい
市からの委託により企画し開催しています



子ども会新役員研修会
新役員の方々に子ども向けゲームを紹介します



ちがさきスポーツ・レクリエーション
フェスティバル

<青少年指導員活動記録> 平成31年 4月～令和元年 9月

○：主催事業 ◇：協力事業

○総会 / 第1回 行政研修	4月13日	茅ヶ崎公園体験学習センター
◇子どもの安全を守るキャンペーン	5月30日	茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ
◇湘南地域青少年指導員研修会	6月15日	平塚合同庁舎
●NPO 法人ドラマケーション普及センターの松元どかんさんと増田敦さんを迎えて、ゲームを通してコミュニケーションをとる大切さを学びました。		
○第2回 行政研修	6月23日	茅ヶ崎公園体験学習センター
●「ダンボールで遊ぼう!」という内容で、指導員が各チームに分かれて作品を作りました。 (写真 1) (写真 2)		
◇社会を明るくする運動	7月 5日	茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ
◇青少年健全育成を進める県民大会	7月 6日	茅ヶ崎市民文化会館
◇茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議街頭 キャンペーン	7月16日	茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ
○青少年健全育成ポスター展示	7月20日～22日	イオン茅ヶ崎中央店
◇遊び体験教室	7月23日～24日	秦野市表丹沢野外活動センター
◇秦野市との交流事業	7月24日	サザンビーチちがさき
◇社会環境実態調査	7月～9月	市内所定の店舗
○指導員研修	8月31日	青少年会館
◇自然体験教室①	9月28日～29日	三浦 YMCA グローバル・エコ・ヴィレッジ



(写真 1)



(写真 2)

<今後の活動予定>

令和元年 10月～令和2年 3月

◇子ども会交流会	10月16日	茅ヶ崎市総合体育館
◇茅ヶ崎・寒川犯罪ゼロ推進会議街頭 キャンペーン	未定	茅ヶ崎駅北口ペDESTリアンデッキ
◇市民ふれあいまつり	11月 3日	茅ヶ崎中央公園
◇県青少年指導員大会	11月 9日	未定
◇青少年会館フェスタ	11月23日	青少年会館
◇県立茅ヶ崎養護学校文化祭	11月23日	県立茅ヶ崎養護学校
○全体会	未定	未定
◇成人のつどい	1月13日	茅ヶ崎市民文化会館
○青少年育成のつどい	1月26日	青少年会館
◇自然体験教室②	2月22日～23日	茅ヶ崎市柳島キャンプ場
◇子ども会新役員研修会	2月29日	未定
◇ちがさきスポーツ・レクリエーション フェスティバル	未定	茅ヶ崎市総合体育館

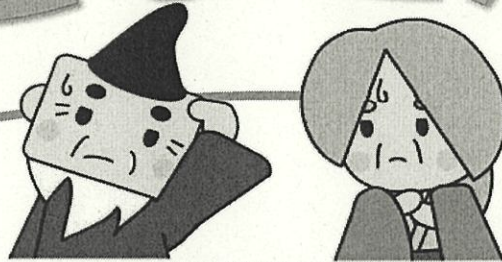
<有害図書回収累計記録(4月～8月)> 毎月1回実施 茅ヶ崎駅南口 有害図書追放ポスト

有害図書			一般図書			総重量
雑誌・マンガ	文庫	DVD	雑誌・マンガ	文庫	DVD	
281冊	59冊	365枚	160冊	18冊	0枚	200kg

発行：茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会
編集：茅ヶ崎市青少年指導員連絡協議会
問合せ先：茅ヶ崎市教育委員会青少年課

会長：松本 陽子
広報部会
電話 0467-82-1111(内線 3351・3352)

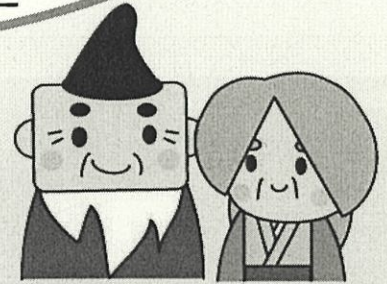
地域のために 働きませんか



入浴やトイレ等は自分で出来るけど
料理や掃除が困難になってきた



このような方々を
サポートする仕事



訪問型サービスA

介護ヘルパーの業務とは異なり、比較的介護度の軽度な方々に対して、日常生活のサポートをする仕事です。

○業務内容

利用者のご自宅を訪問し、
自立した日常生活を行えるようサポートを行います。
主に、料理、洗濯、掃除、買い物など

○必要資格

茅ヶ崎市が開催する「生活援助員研修」修了者
※裏面参照



子どもが学校に
行っている時間に
働ける！

主婦としてやってきた
ことの延長ですぐ
に慣れた！

詳細は
裏面へ

▲実際に働く方々の声

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援 総合事業担い手研修（生活援助員研修）

茅ヶ崎市では、平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、比較的介護度が軽度な方々（要支援1・2）を対象に「身体介護を含まない生活支援サービス（訪問型サービスA）」や「緩和された基準によるデイサービス（通所型サービスA）」を実施しています。

なお、これらのサービスは、ヘルパーなどの資格がなくても、この研修の修了者であれば従事することができます。高齢者の方々の支援・サポートしたいという方など、是非ご参加ください。

【対象者】 高校生以上の生活支援サービスの仕事に従事を希望する方

【定員】 30名程度

【講座代】 無料

【申込期間】 令和元年10月31日（木）まで

【会場】 茅ヶ崎市民ギャラリー3F 会議室

【日程】 2日間
 11/23(土) 9時30分～17時00分
 11/24(日) 9時30分～12時30分

※令和2年2月にも同様の研修を開催します

【講座内容】 介護保険制度の理解 / サービス内容の実際 / 尊厳の保持と自立支援 / サービス対象者の特徴理解と対応方法 / 認知症の理解 / 訪問するにあつてのマナーの理解、緊急時の対応



最終日は実際に現場で働く職員の声を知ることができます！

受講申込書

修了証交付の為、正確にご記入下さい。

(全課程修了者に修了証とバッジを交付します。)

ふりがな		住所			
名前		生年月日	年	月	日生
				連絡先	

【申込み・問い合わせ】

一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

TEL 070-1261-7738 FAX 050-5837-1484

E-mail info@chigasaki-kaigo.com



※当協議会ホームページからこの用紙をダウンロードし、メールもしくは用紙をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

申し込み締め切り後に抽選の上(定員を超えた場合)、受講決定者に受講決定通知・受講に関する案内を後日お送り致します。

令和元年9月 日

各自治会長 様

茅ヶ崎市都市部都市政策課長

「住まいと終活セミナー」の開催の周知について（依頼）

日頃より本市の住宅政策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、終活をとおして市民の皆さまと自宅の今後のことについて考えるきっかけとなることを目的として、「住まいと終活セミナー」を開催させていただきます。

当日は終活の第一人者である一般社団法人終活カウンセラー協会代表理事 武藤頼胡氏の基調講演をはじめ、専門機関の方からのミニセミナーにより「住まい」と「終活」に関する基礎知識を得ることができる絶好の機会になりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

つきましては、本イベントを市民の皆さまにお知らせするため、各自治会の回覧ご担当者様に別紙ちらし「住まいと終活セミナー」を9月13日（金）までに郵送させていただきますので、広報ちがさき10月1日号の配布に合わせて、ご回覧くださいますようお願い申し上げます。

なお、他の周知といたしましては、広報ちがさき10月1日号への掲載、市役所都市政策課窓口及び各出先機関におけるちらし配布、市ホームページへの掲載等を行います。

- 1 行事名 住まいと終活セミナー
- 2 日時 令和元年11月9日（土）午後1時から午後4時30分まで
- 3 場所 市役所分庁舎5階・6階コミュニティホール

（ 事務担当：茅ヶ崎市都市部都市政策課住宅政策担当
電 話：0467-82-1111（代表） ）

令和元年9月 日

各自治会 回覧ご担当者 様

茅ヶ崎市都市部都市政策課長

「住まいと終活セミナー」の開催の周知について（依頼）

日頃より本市の住宅政策につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、終活をとおして市民の皆さまと自宅の今後のことについて考えるきっかけとなることを目的として、「住まいと終活セミナー」を開催させていただきます。

当日は終活の第一人者である一般社団法人終活カウンセラー協会代表理事 武藤頼胡氏の基調講演をはじめ、専門機関の方からのミニセミナーにより「住まい」と「終活」に関する基礎知識を得ることができる絶好の機会になりますので、是非ご参加いただきますようお願いいたします。

つきましては、本イベントを市民の皆さまにお知らせするため、各自治会の回覧ご担当者様に別紙ちらし「住まいと終活セミナー」を郵送させていただきますので、回覧くださいますようお願い申し上げます。なお、本依頼内容及び別紙ちらしにつきましては、各自治会長様にも別途送付させていただいております。

なお、他の周知といたしましては、広報ちがさき10月1日号への掲載、市役所都市政策課窓口及び各出先機関におけるちらし配布、市ホームページへの掲載等を行います。

- 1 行事名 住まいと終活セミナー
- 2 日時 令和元年11月9日（土）午後1時から午後4時30分まで
- 3 場所 市役所分庁舎5階・6階コミュニティホール

（ 事務担当：茅ヶ崎市都市部都市政策課住宅政策担当
電 話：0467-82-1111（代表） ）

住まいと終活セミナー

～終活を通じて、自宅と自分の今後を考えるきっかけに～

参加費無料

皆様のご参加
お待ちしております

【日時】▶▶▶ 11月9日(土) 13:00～16:30

※開場時間 12:30～

【会場】▶▶▶ 茅ヶ崎市役所分庁舎5・6階

コミュニティホール

(茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号)

基調講演 13:00～14:30(場所:分庁舎6階)

「人生100年時代をどう生き抜くか」

【講師】武藤 頼胡 氏

《講演内容》

- ・これから、どこで暮らし、どのように生活したいか
考えてみる
- ・保有不動産を確認し、次世代へ引き継ぐコツ
- ・生前に親族間で話しておくこととその話し方
- ・エンディングノートの紹介



(プロフィール)

- 一般社団法人終活カウンセラー協会
代表理事
- リンテアライン株式会社 代表取締役
- 終活カウンセラーの生みの親。
『終活』という考えを普及するため、
テレビ出演や行政などのセミナー
講師として活躍中。
- 著書「元気なうちから始める！
こじらせない死に支度」

先着150名様(事前予約制)

ミニセミナー、個別相談会も開催(裏面に記載)

申込方法

下記申込先に、住所、氏名、電話番号、希望する講演等をお知らせください
申込期間:10月1日(火)～10月25日(金)

お申込みは
お電話かFAXで

TEL 0467-82-1111

FAX 0467-57-8377

申込先・お問い合わせ:茅ヶ崎市都市部都市政策課

ミニセミナー 14:45～16:30

場所:分庁舎5階 A会議室・B会議室

各専門団体より住まいに関するセミナーを実施します(原則お一人1セミナーまで)
事前予約制(先着30名様)

14:45～15:30

15:45～16:30

A
会
議
室

東京地方税理士会

相続時に発生する税金について

家財整理相談窓口

今から始める生前整理のポイント
～安心して依頼できる事業者の選び方～

B
会
議
室

高齢福祉介護課

わたしの覚え書き～希望のわだち～
(茅ヶ崎版エンディングノート)の紹介と書き方

※個別相談会も実施

神奈川県司法書士会

令和元年の相続法大改正のポイントと
遺言書について

個別相談会 14:40～16:30

場所:分庁舎6階 集会室2

各団体に1回15分で住まいに関するご相談ができます(原則お一人1団体まで)
事前予約制(先着順※) ※団体により受付人数が異なります

かながわ住まいまちづくり協会

高齢者の住まいとその探し方

神奈川県弁護士会

法律相談

神奈川県土地家屋調査士会

隣家との境界、土地の測量、
建物の新築、増築 等

神奈川県司法書士会

成年後見、任意後見、
相続、遺言書 等

家財整理相談窓口

生前整理、遺品整理
相続した住宅の家財整理

神奈川県宅地建物取引業協会

不動産の売却、賃貸

全日本不動産協会

不動産の売却、賃貸

神奈川県建築士事務所協会

建て替え、リフォーム、耐震改修

茅ヶ崎建設業協会

解体、建て替え、リフォーム

茅ヶ崎市シルバー人材センター

空家の状況確認、
空家の敷地内の草木の手入れ

住宅金融支援機構

お住まいに関する金融相談
60歳からの住宅ローンについて

東京地方税理士会

相続時に発生する税金について

令和元年9月11日

まちぢから協議会長 各位

茅ヶ崎市福祉部福祉政策課長

一斉改選に係る民生委員・児童委員並びに主任児童委員の内申のご協力について（お礼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市の福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度中より、各地区にお願いをしておりました主任児童委員の候補者内申につきましても、お忙しい中多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。

ご内申いただきました候補者につきましては、去る7月9日（火）に第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会、8月19日（月）に候補者追加審議を行い、神奈川県知事に推薦する運びとなりました。

9月20日（金）に、神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会にて審査が行われ、その後に、国へ推薦されることとなります。

今後、厚生労働大臣の承認が得られますと、12月1日付けで民生委員・児童委員として委嘱され、主任児童委員として指名されることとなります。（委嘱式は12月1日を予定しています。）

この度は、ご多忙の中、主任児童委員の候補者をご選出いただきましたことに改めて御礼申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進にご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、候補者の選出に至っていない場合には、12月1日以降「欠員」となり、次の候補者が決定するまでは、他の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）が自身の担当区域と併せて担当することとなります。

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）の委嘱は、毎年①4月1日、②8月1日、③12月1日付け委嘱となり、概ね各月の2か月前（①2月、②6月、③10月）に茅ヶ崎市民生委員推薦会を開催しております。

重ねてのお願いで大変恐縮ですが、欠員解消のため、引続き候補者の選出にお力添え頂きますようお願い申し上げます。

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 鈴木・坂蒔・中村
電話 0467-82-1111（内 3221～3223）

(案)

令和元年 月 日

令和元年度 自治会長 各位
平成30年度 自治会長 各位

茅ヶ崎市福祉部福祉政策課長

一斉改選に係る民生委員・児童委員並びに主任児童委員の内申のご協力について（お礼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市の福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度中より、各地区にお願いをしておりました民生委員・児童委員の候補者内申につきましては、お忙しい中多大なるご協力を賜り、誠にありがとうございました。

ご内申いただきました候補者につきましては、去る7月9日（火）に第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会、8月19日（月）に候補者追加審議を行い、神奈川県知事に推薦する運びとなりました。

9月20日（金）に、神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会にて審査が行われ、その後に、国へ推薦されることとなります。

今後、厚生労働大臣の承認が得られますと、12月1日付けで民生委員・児童委員として委嘱されることとなります。（委嘱式は12月1日を予定しています。）

この度は、ご多忙の中、民生委員・児童委員の候補者をご選出いただきましたことに改めて御礼申し上げますとともに、今後とも地域福祉の推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、候補者の選出に至っていない場合には、12月1日以降「欠員」となり、次の候補者が決定するまでは、他の民生委員・児童委員が自身の担当区域と併せて担当することとなります。

民生委員・児童委員の委嘱は、毎年①4月1日、②8月1日、③12月1日付け委嘱となり、概ね各月の2か月前（①2月、②6月、③10月）に茅ヶ崎市民生委員推薦会を開催しております。

重ねてのお願いで大変恐縮ですが、欠員解消のため、引続き候補者の選出にお力添え頂きますようお願い申し上げます。

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 鈴木・坂蒔・中村
電話 0467-82-1111（内3221～3223）

令和元年度 民生委員等の一斉改選に係る内申の状況
(令和元年9月10日現在、市に調書が提出されているもの)

区域担当

	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	計
定数	24	19	13	28	30	20	22	28	34	18	28	20	18	302
内申数	22	18	13	27	30	19	21	28	26	18	23	18	14	277
新任	6	6	1	11	11	7	3	6	12	4	8	6	3	84
再任	16	12	12	16	19	12	18	22	14	14	15	12	11	193
欠員	2	1	0	1	0	1	1	0	8	0	5	2	4	25

主任児童委員

	茅ヶ崎	茅ヶ崎南	南湖	海岸	鶴嶺東	鶴嶺西	湘南	松林	湘北	小和田	松浪	浜須賀	小出	計
定数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	26
内申数	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	25
新任	2	0	0	0	2	0	1	1	1	2	0	1	2	12
再任	0	2	2	2	0	2	1	1	0	0	2	1	0	13
欠員	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

◆定数については、令和元年度一斉改選より、区域担当を4名増員します。

- ・ 総数：324名→328名
- ・ 定数は県条例で規定されます。(9月県議会にて、条例改正予定)

全 体	定数 (A)	内申数 (B)	内申数		欠員数 (A-B)
			新任	再任	
区域担当	302	277	84	193	25
主任児童委員	26	25	12	13	1
合計	328	302	96	206	26

充足率(B/A)	92.1%
----------	-------

(案)

令和元年9月11日
まちぢから協議会連絡会 資料6-2
環境部 資源循環課

令和元年9月日

自治会長 各位

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公印省略)

「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」等に関する説明会の実施について（ご案内）

新涼の候、皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、一昨年以來、「ごみ処理に関する課題について」の意見交換会の実施に関して、多大なるご協力を賜り、改めまして厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、市民の皆さまから頂戴したご意見を踏まえ、これまでの検討の結果を「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」として取りまとめました。

つきましては、次のとおり担当職員を派遣いたしますので、ご興味のある自治会様においては、お電話等にてお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

- 1 期間 令和元年10月1日(火)～令和元年12月27日(金)
- 2 日時 期間中のご希望の日時をご連絡ください。
 - ※ 平日の夜間や土日（夜間も含めて）にも対応します。
 - ※ 説明会は質疑応答も含めて1時間程度を予定しています。
 - ※ 同一の日時で複数の自治会よりご希望があった場合には、実施日時を調整させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 3 対象 貴自治会に加入されている皆さま
- 4 場所 貴自治会にてご準備をお願いいたします。
- 5 内容 (1) 「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）」について
(2) 出前講座（「はじめようごみ減量生活」について）
(3) 質疑応答

[お問い合わせ]

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

(住 所) 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

(電 話) 0467-82-1111 (内線1221～2)

(F A X) 0467-57-8388

(E-Mail) shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

抜粋

茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針 (素案)

令和元年 月

茅ヶ崎市

(3) ごみ処理経費

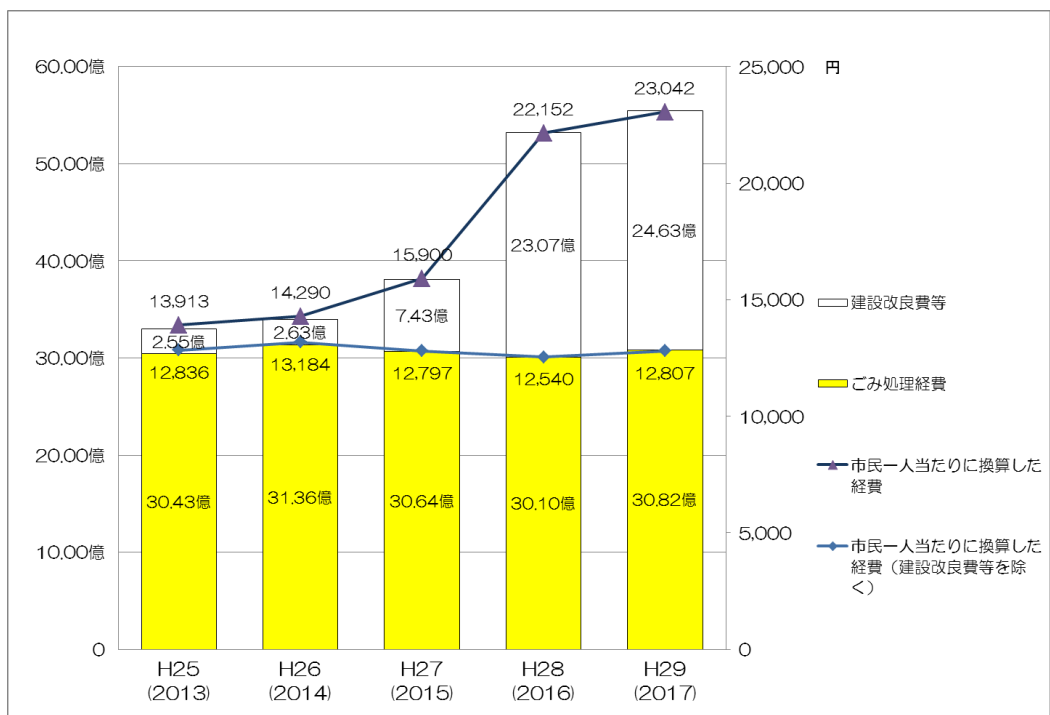
平成 29(2017)年度のごみ処理に掛かる総経費は 55 億 4,441 万、市民一人当たりで換算した経費は 23,042 円となっています。

近年、ごみ処理に掛かる経費は増加傾向にあります。要因としては、毎年度 30 億円程度かかっているごみ処理経費に加え、平成 27(2015)年度から 29(2017)年度にかけて実施した環境事業センター焼却処理施設基幹的設備改良工事に伴い、建設改良費等が増加したためです。

【表 1 ごみ処理経費、建設改良費等の推移】

	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)
人口(人)	237,065	237,826	239,424	240,046	240,618
ごみ排出量(t)	72,282	71,087	71,420	70,940	70,030
ごみ処理経費(万円)	304,291	313,551	306,380	301,013	308,160
建設改良費等(万円)	25,528	26,294	74,293	230,746	246,281
総経費(万円)	329,819	339,845	380,673	531,759	554,441
市民一人当たりで換算した経費(円)	13,913	14,290	15,900	22,152	23,042
市民一人当たりで換算した経費(建設改良費等を除く)(円)	12,836	13,184	12,797	12,540	12,807

【図 6 ごみ処理経費、建設改良費等の推移】



2 ごみ処理の課題

(1) ごみ処理施設（灰の処理、施設整備）

ア 最終処分場の使用期限到来後の灰の処理

ごみを燃やした際に発生する焼却灰については、約7割を市内の堤十二天一般廃棄物最終処分場に埋め立て、残りの約3割を市外において再資源化するなどして処理しています。

最終処分場については、使用できる期間が令和15(2033)年度までとなっており、今後新たに最終処分場を建設することは用地確保の問題から極めて困難です。そのため、最終処分場の使用期限到来後の灰は、多額の経費を投じ全量を市外で処理しなければなりません。

今後は将来を見据え、発生する灰の量を減らし処理経費を削減するため、これまで以上に焼却対象となるごみの減量に取り組んでいく必要があります。

イ 老朽化に伴う施設整備

本市のごみを処理しているごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、寒川広域リサイクルセンターの3施設については、令和15(2033)年度までの期間においてそれぞれの施設の老朽化に対応するための整備を適宜多額の経費を投じて行わなければなりません。

今後は将来を見据え、処理するごみの量を減らし施設の負荷軽減や新たに整備する施設規模の縮小を図ることで施設整備に要する経費を抑制するため、これまで以上に処理対象となるごみの減量に取り組んでいく必要があります。

【表2 ごみ処理施設の概要】

施設名	概要
堤十二天一般廃棄物最終処分場	<ul style="list-style-type: none">ごみ焼却処理施設で発生した灰を埋め立てる施設使用期限は令和15（西暦2033）年度まで今後、新たに施設を建設することは、用地確保の問題から極めて困難埋立てができなくなるR16(2034)年度以降は、灰の全量（約7,000t）を市外において処理（再資源化等）することが必要灰の再資源化には、1t当たり約5万円の経費が必要R16(2034)年度以降の灰の再資源化等の経費は、3億5,000万円になる見込み
ごみ焼却処理施設	<ul style="list-style-type: none">ごみを焼却する施設H27(2015)～29(2017)年度に大規模修繕による延命化を実施設備機器の耐用年数が過ぎるR15（2033）年度を目途に整備が必要

(2) 新たな施策の実施

本市ではこれまで、様々な手法によりごみの減量に取り組んできました。その結果、市民・事業者の努力によりごみ排出量は減少傾向となっています。しかし、啓発だけのごみ減量効果は限定的であり限界もあることから、新たに次の施策を実施します。

ア 新たな分別・資源化の実施

これまでごみとして処理していた品目を資源物として扱うことでごみの減量が図られるよう、剪定枝の資源化を実施します。

【表 10 資源化の品目】

実施済みのもの	びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類、使用済小型家電
今後実施するもの	剪定枝

イ ごみ有料化の実施

本市のごみ処理の課題を踏まえ、将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、これまで以上にごみの減量に取り組んでいくことが必要です。

今後は、全国の市町村でも多く導入され、ごみ排出量の大幅な削減につながる施策であるごみ有料化を実施します。また、併用施策としてごみ処理手数料の改定についても実施します。

6 本市におけるごみ有料化の実施内容

(1) 実施時期

制度の準備期間や市民・事業者への周知期間を十分に確保した上で、令和4年(2022)4月から実施します。

(2) 実施理由

本市では、ごみの適正排出が十分に行われていない実態から、市民・事業者が分別を徹底すれば、まだまだごみを削減することが可能な状況となっています。

また、本市が抱える2つの課題として、最終処分場の使用期限到来後の灰の処理や老朽化に伴う施設整備といったごみ処理施設に関する課題、厳しい財政状況におけるごみ処理経費の削減や財源の確保といったごみ処理経費に関する課題に対応していかなければなりません。

これらの現状や課題を踏まえ、市民生活に密接に関わるごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくためには、これまで以上にごみの減量に取り組んでいくことが必要であることから、経済的インセンティブを活用したごみの効果的な排出抑制方策であり、全国の市町村でも導入され実績が挙がっているごみ有料化を実施します。

(3) 対象品目

対象とする品目については、家庭系ごみは「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」、事業系ごみは「燃やせるごみ」とします。また、一部の品目については対象外とします。

【表 13 対象品目 (家庭系ごみ)】

区分	品目
有料化の対象	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ 燃やせないごみ
有料化の対象外 (無料)	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみのうちの一部(ボランティア清掃ごみ、紙おむつ(尿とりパッド)、腹膜透析により生じる廃棄物、ストーマ装具、草・葉) 燃やせないごみのうちの一部(蛍光灯、乾電池、水銀式体温計) 資源物

【表 14 対象品目 (事業系ごみ)】

区分	品目
有料化の対象	<ul style="list-style-type: none"> 燃やせるごみ(一般廃棄物に該当する品目のみ)

※ 自己処理の原則に基づき、燃やせるごみで産業廃棄物に該当する品目、燃やせないごみ、資源物については事業者の責任において処理することとする。

ウ 料金水準

ごみ有料化によって減量効果を高めるには、排出者に対して減量を促す程度の料金水準を設定する必要があるとされています。

また、周辺市町村における料金水準等を考慮することも重要であるとされています。

さらに、市民の受容性を無視した料金水準は、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もあることから、制度を円滑かつ効果的に運営するために、市民の受容性に配慮することが適切であるとされています。

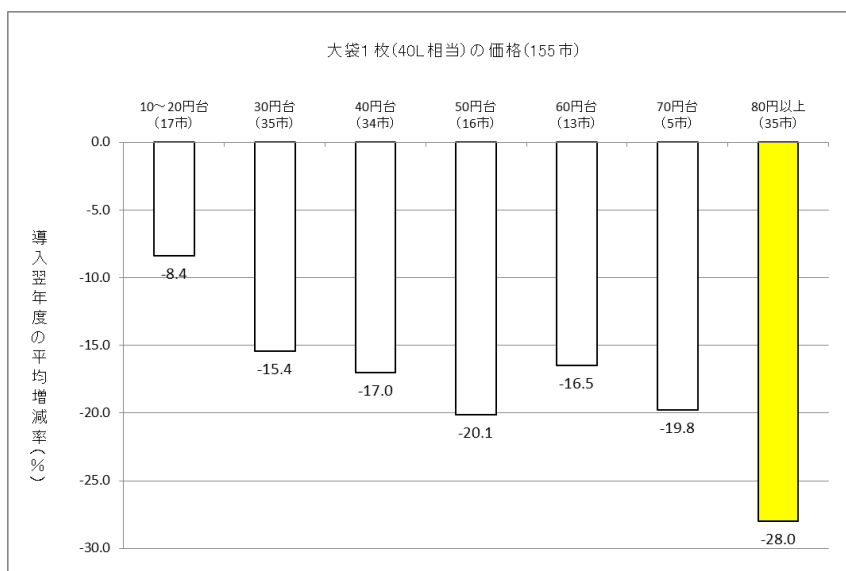
(ア) 家庭系ごみ袋

a 設定金額

本市では、最終処分場が使用期限を迎える令和 16(2034)年度までに、家庭系ごみ排出量を平成 29(2017)年度に比べ 25.0%削減することを目指しています。

全国の有料化に関する調査結果(図 11)を見ると、25.0%の減量効果を得るためには大袋(40L 相当)1枚の単価を 80 円以上に設定することが効果的であること、また、神奈川県内の状況(表 16)を見ると、導入年度の料金水準として「1L 当たり 2.0 円」を設定していることから、本市においても「1L 当たり 2.0 円」を料金水準として設定します。

【図 11 手数料水準と家庭系ごみ(可燃、不燃、粗大ごみ)排出原単位*の減量効果(H12(2000)年度以降有料化導入・均一従量制 155 市)】



出典：山谷修作「2000 年度以降家庭ごみ有料化 155 市のごみ減量効果 (2018 年 6 月掲載)」

※ 1 人 1 日あたりのごみ排出量

(2) 戸別収集の検討

ア 調査の実施

本市で戸別収集を実施する場合に必要な車両台数や職員数、収集経費を算定するにあたり、市内の道路状況や収集対象となる家屋等について調査を実施しました。

【表 34 実施した調査の内容】

調査項目	内容
道路状況調査	パッカー車の通行・転回の可否、狹隘道路や行き止まり箇所を確認し、パッカー車もしくは軽トラックで収集を行う地域を把握
対象家屋調査	収集対象となる戸建住宅、集合住宅、事業所等の戸数等を把握
集合住宅調査	集合住宅における専用の集積場所の有無を把握

【表 35 必要な車両の台数】

車両区分	ステーション収集	戸別収集	増車台数
パッカー車	36 台	55 台	19 台
軽トラック（狹隘道路）	0 台	6 台	6 台

イ 戸別収集経費の算定

戸別収集に関する事前調査を踏まえ算定した戸別収集を実施するにあたり新たに必要となる経費は約 4 億 1,000 万円となり、ごみ有料化によって得られる収入（2 億 3,300 万円）を大幅に上回る結果となりました。

本市のごみ処理において課題となっている最終処分場の使用期限到来後の灰の処理には、約 2 億 9,000 万円の経費が掛かることが見込まれており、灰の処理に必要な財源を確保し課題解決を図らなければ、将来にわたり安定的にごみ処理を継続することはできません。

灰の処理に必要な経費については、ごみ有料化で得られる収入を財源として見込んでいることから、灰の処理と併せて戸別収集を実施することは困難な状況となっています。

【表 36 収入・経費の見込み】

項目	金額
ごみ有料化によって得られる収入	2 億 3,300 万円
灰の処理に必要な経費	△2 億 9,000 万円
戸別収集に必要な経費	△4 億 1,000 万円
差し引き（不足する財源）	△4 億 6,700 万円

エ 検証結果

戸別収集については、集積場所の問題解消や排出者責任の明確化によるごみの適正排出、排出者の利便性の向上等の効果が期待できる一方、収集箇所が増えることに伴い収集車両や職員、収集経費が増加することとなります。

検証の結果、本市において戸別収集を実施するには多額の経費が必要となり、経費を賄うための財源を確保することができないことや、戸別収集の実施を望まないといった市民の御意見も一定程度存在することから、戸別収集については現段階では導入を見送ることとし、引き続き検討を行うこととします。

オ 代替施策の実施

意見交換会アンケート結果を分析すると「高齢者や障害者等、対象や条件を限定して実施する」といった意見も寄せられています。真にサービスを必要とする方に配慮するため、戸別収集の代替施策として、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難である高齢者や障害者等を対象に、安心まごころ収集[※]の拡大や集積場所の設置基準の見直しを行います。

※ ごみ（資源物）を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に実施している戸別収集のこと。また、声掛けをしてごみ（資源物）を収集することで、安否の確認も実施。



1 ごみ処理の現状

- ▶ ごみ排出量は、年々減少傾向にあります。
- ▶ 家庭系ごみ・事業系ごみの中には、リサイクルが可能な資源物が少なからず含まれていることが明らかになっています。
- ▶ ごみ処理に要する費用は増加傾向にあり、毎年度 30 億円以上の費用がかかっています。

2 ごみ処理の課題

- ▶ 堤十二天一般廃棄物最終処分場は、令和 15（2033）年度に埋立期限を迎え、それ以降は、多額の費用を投じ、焼却灰の全量を市外で処理しなければなりません。
- ▶ 他のごみ処理施設は、老朽化に伴い、同時期までに、多額の費用を投じ、順次施設を更新しなければなりません。
- ▶ 厳しい財政状況と今後の費用の増大を背景として、大幅なごみの減量による費用削減と財源確保が必要です。



3 ごみ排出量の削減目標

- ▶ 最終処分場が埋立期限を迎える令和 15（2033）年度までに、平成 29（2017）年度と比べて、家庭系ごみは 25%、事業系ごみは 50%削減することを目指します。

4 ごみ減量に向けた施策

- ▶ これまでの啓発に加え、市民・事業者の皆さまとの直接対話形式による意見交換会の実施など、更なる啓発の強化に努めます。
- ▶ ごみとして処理していた品目（剪定枝など）のリサイクルを実施し、先行自治体の事例から最も成果が認められるごみの有料化を実施します。

5 ごみ有料化の概要

- ▶ ごみ有料化とは、ごみ処理に要する費用の一部を、ごみ排出者である市民・事業者の皆さまより、手数料としてご負担いただく制度です。
- ▶ 有料化は、ごみの排出抑制・再生利用の促進などの効果が期待でき、全国の 6 割の自治体で導入されています。また、県内で導入している大和市・藤沢市・鎌倉市・逗子市では、ごみの減量に大きな成果をあげています。

6 本市におけるごみ有料化の実施内容

実施時期	令和 4（2022）年 4 月
実施理由	大幅なごみの減量を達成し、将来にわたって安定的なごみ処理を継続するため
対象品目	燃やせるごみ・燃やせないごみ ※ ボランティア清掃ごみや紙おむつなどと資源物は対象外
手数料	家庭系ごみ→ 1 ℓあたり 2.0 円（例：40 ℓの袋 80 円） 事業系ごみ→ 1 ℓあたり 7.5 円（例：40 ℓの袋 300 円） ※ 指定ごみ袋制
手数料の用途	指定ごみ袋作製流通費用など有料化導入関係経費・施設整備費・焼却灰の再資源化経費
ごみ袋の種類等	家庭系ごみ→ 5・10・20・40 ℓ（燃やせるごみ・燃やせないごみ兼用）の 4 種類 事業系ごみ→ 20・40 ℓ（燃やせるごみ専用）の 2 種類 ※ 10 枚 1 セットで指定販売店（スーパーやコンビニなど）において販売
減免措置の対象	生活保護受給世帯・児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・ひとり親家庭等 医療費助成受給世帯

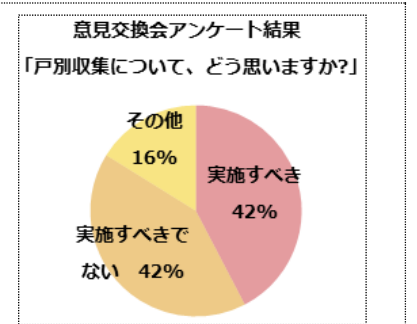
7 併用施策

(1) ごみ処理手数料の改定

		現行（～R4 年 3 月）		改定後（R4 年 4 月～）
直接搬入ごみ処理手数料	家庭系ごみ	12 円/kg	→	14 円/kg
	事業系ごみ	24 円/kg		28 円/kg
大型ごみ処理手数料		500 円/kg		700 円/kg

(2) 戸別収集の検討

- ▶ 戸別収集の導入可能性調査（道路状況・対象家屋などの調査）の結果、戸別収集を実施するためには、約 4 億円の費用が必要となり、また、平成 30（2018）年度に実施した意見交換会のアンケートの結果、戸別収集の実施を望まないといった市民の皆さまのご意見も一定程度存在することから、現段階での導入は見送り、引き続き検討を行ないます。
- ▶ 戸別収集の代替施策として、安心まごころ収集制度を拡充し、また、ごみ（資源物）集積場所設置基準を見直します。



8 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項

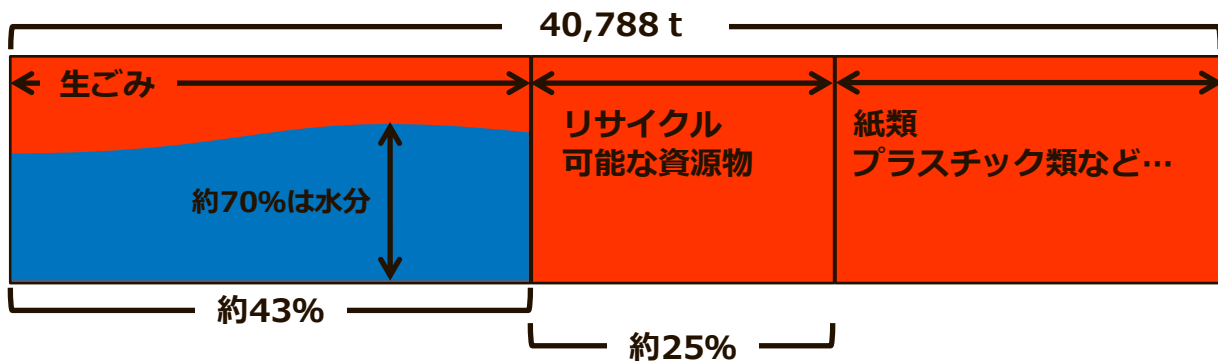
- ▶ ごみ有料化の実施やごみ処理手数料の改定に伴い、事前周知やパトロールなどの必要な対策を講じるとともに、ごみ排出量の推移や手数料の用途などの情報を公開します。

はじめよう ごみ減量生活

“1人ひとりが主役のごみダイエット”

茅ヶ崎市の平成29年（2017）度のごみ排出量は70,030 t でした。そのうち、「家庭系燃やせるごみ」の量は40,788 t で全体の約58%を占めています。組成分析の結果によると、「家庭系燃やせるごみ」の約43%は生ごみで、その約70%は水分と言われています。また「家庭系燃やせるごみ」のうち、約25%はリサイクル可能な資源物（『プラスチック製容器包装類』・『紙類』）や『未利用食品』です。生ごみの水分を切ることで、『プラスチック製容器包装類』と『紙類』をきちんと分けて出すことが、ごみ減量の近道です！

家庭系燃やせるごみ



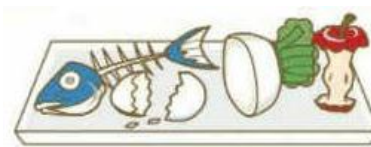
生ごみ減量作戦

令和元年9月11日
まちぢから協議会連絡会 参考資料2
環境部 資源循環課

“生ごみの水切りテクニック”

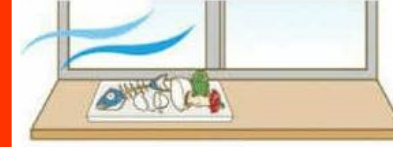
濡らさない

生ごみをシンクの中で濡らしてしまうと、生ごみが水分を吸って重くなってしまいます。まずは、生ごみを濡らさないことから始めましょう。



乾燥させる

生ごみを濡らさずに風通しの良い場所に置いたり、太陽光で乾燥させると軽くなります。



しぼる

シンク内の三角コーナーなどに入れ水分を含んでしまった生ごみは、捨てる前にひとしぼりすることで軽くなります。



“食品ロスの削減”

使いキリ

- ① 冷蔵庫チェック**
定期的に冷蔵庫の食材を確認し、期限切れになる前に使い切りましょう。
- ② 買いすぎない**
買い物の前に、食材の在庫をチェックし、必要な分だけ購入しましょう。
- ③ アレンジに挑戦**
余ったおかずは、他の料理に作り替えるなど、調理方法を工夫しましょう。

食べキリ

- ① おうちでは…**
料理は食べきれぬ量だけ作り、残さず食べましょう。食べ切れなかった時は、冷蔵庫で保存しましょう。
- ② 外出時は…**
食べきれぬ分だけ注文し、残さず食べましょう。

生ごみの水分を切るとこんなメリットが!!

- ☑ 臭いが減った
- ☑ 軽くなってごみ出しが楽になった
- ☑ 小さなごみ袋になった

プラスチック製容器包装類リサイクル作戦

わからないときは  このマークが目印

プラスチック製容器包装類 燃やせるごみ



外側のフィルム
ふた
容器
粉末スープの袋など

表示例 **"カップめん"**



カップ
外装フィルム
粉末スープ袋

プラスチック製容器包装類 燃やせないごみ



ラップ
フタ
フォーク
スプーン
容器

表示例 **"歯ブラシ"**



カバー

プラスチック製容器包装類 雑紙 燃やせないごみ



台紙(紙製)
歯ブラシ
容器

表示例 **"コンビニ弁当"**



容器
外装フィルム

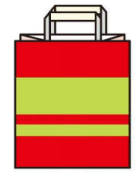
「レジ袋いりません」の一言

レジ袋は、その製造や処理に多くの原油が消費され、しかも、すぐにごみになってしまいます。ごみの減量と地球温暖化防止のためにレジ袋の削減に努めましょう。市では事業者(スーパーなど)の協力のもと、レジ袋削減に取り組んできました。みなさんのご協力をお願いします。

雑紙リサイクル作戦

「雑紙リサイクルはじめました」


STEP1



まずは、紙袋を用意しましょう。そして、紙袋をごみ箱のそばに置けば、準備OKです。

STEP2

日々の生活で出るたくさんの雑紙を、「知ってる紙の分別」を参考に、ごみ箱に入れず、紙袋に入れましょう。




STEP3

❶ 特殊な加工がされているもの(シート・カーボン紙・紙コップなど)、❷ 臭いや汚れが付いているもの(洗剤の紙箱・油のついて紙など)は、紙袋に入れず、ごみ箱(燃やせるごみ)に入れましょう。

STEP4

紙袋がいっぱいになったら、ひもでしばって、収集カレンダーの古紙類の日に地域の資源物ステーションに出しましょう。



ごみ減量へのサポート ~補助制度などのご案内~

★ 家庭用生ごみ処理機購入費補助金

生ごみをたい肥化・減量化できる生ごみ処理容器(コンポスト)、家庭用生ごみ処理機(消滅型生ごみ処理器を含む)の購入費の一部を補助しています。

- 生ごみ処理容器
- ☞ 18ℓ(バケツ式) ¥1,000(負担額)
- ☞ 130ℓ(地上式) ¥2,000(負担額)

- 家庭用生ごみ処理機
- ☞ 購入金額の1/3を補助(上限¥25,000)

★ 資源回収推進地域補助金

各自治会等に資源物の収集量に応じて1キログラムあたり2.5円の補助金(資源回収推進地域補助金)を交付しています。

★ 出前講座・施設見学会

自治会の皆さまを対象に、環境学習会やごみ処理施設の見学会を実施しています。

各制度等の詳細やお申し込みについては、
環境部資源循環課 ☎0467-82-1111(代表)
 までお問い合わせいただくか、茅ヶ崎市のHPをご覧ください。

令和元年度 先進都市視察について（案）

1 視察日程：令和元年10月28日（月）～29日（火）1泊2日

2 視察先・視察項目等

【静岡県掛川市】

(1) 日 時：10月28日（木）午後1時00分～午後3時

(2) 視察項目：「協働によるまちづくり」について

掛川市は平成19年生涯学習都市宣言を定め、平成24年12月に自治基本条例を制定しています。その中では「掛川市における市民自治によるまちづくりは、生涯学習都市宣言の理念に基づく市民力の向上の考え方を根幹とし、第26条で協働によるまちづくりの推進を掲げ、この具体的な事項を「掛川市協働によるまちづくり推進条例」で定めています。この条例に基づき、各地区が各種団体や自治会からなる地区まちづくり協議会を31地区で設立し、協議して定めた地区別地域づくり計画をもとに、地域づくりをおこなっています。また各地区まちづくり協議会の拠点として、31地区中、20地区については地域生涯学習センターを拠点とし、さらに地域支援職員を配置し、地域づくりを支援している。交付金については、地区まちづくり計画位置付けた事業実施の経費に対する交付金と事務局の運営経費に対する交付金を交付している。

(3) 掛川市の概要

面 積：265.63平方キロメートル（県内7位の広さ）

人 口：117,978人（令和元. 8. 14現在）

世 帯 数：45,441世帯（令和元. 8. 14現在）

市制施行：昭和29年3月31日

住 所：静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

事業担当：協働環境部 生涯学習協働推進課

電 話：0537-21-1129

まちぢから協議会連絡会研修会について（案）

- 1 日 時 令和元年11月23日（土）午後2時30分～午後4時
- 2 場 所 茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室1～3
- 3 研修内容（案） （仮題）人生生き生き百年型社会をめざして
講師 秋山 弘子 氏
（東京大学高齢社会総合研究機構特任教授）
- 4 対 象 者 各地区協議会等の役員及び各部会等関係者
各地区10名程度

※ 研修会終了後（午後4時30分）、懇親会を分庁舎6階コミュニティホールで 開催します。



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和元年8月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込み詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		犯物(車上ねら盗らむ荷い)		盗(部)の(車品)ねら(部)ねら(品)ばら(を)イ		置引き		器物損壊		累計	
	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計	8月	累計		
茅ヶ崎地区		1		1				16		4	20	95			1	1		7	1	5	130	
茅ヶ崎南地区							1	6		4	7	53				1	2	3		3	70	
南湖地区		1		1	1	2		1		1	1	10		1				2	1	3	22	
海岸地区	2	2			1	2		2				10		2						3	7	25
鶴嶺東地区				3		1	1	4		4	3	11				3		3	1	4	33	
鶴嶺西地区		3		1				2		6	2	11		1	1	3				4	5	32
湘南地区		2		3			1	5			2	14				1		5			30	
松林地区		1		1	1	1	1	1				3	1	2		1					1	11
湘北地区	1	2						2		3	2	10		1		4		1	1	2	25	
小和田地区					1		1				1	10									2	14
松浪地区	1	1						2		3	3	27		3							3	39
浜須賀地区		2						1			2	7		2		1						13
小出地区		1			2		3				1	1	1		2						3	13
合計	4	16	0	10	2	9	4	46	0	25	43	262	2	13	2	17	2	21	11	38	457	

人身事故発生件数		死者数		負傷者数	
415(-63)		3(+1)		485(-85)	
	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市	307	117	82	126	
	(-61)	(-15)	(-26)	(+1)	
寒川町	108	36	29	36	
	(-2)	(+3)	(-3)	(+7)	
合計	415	153	111	162	

形態別	累計	割合	県警合計(H30)
高齢者 	30年	165	—
	R1年	153(-12)	36.9% 県平均と対比
二輪車 	30年	140	—
	R1年	111(-29)	26.7% 県平均と対比
自転車 	30年	154	—
	R1年	162(+8)	39.0% 県平均と対比
子ども (中学生以下の者) 	30年	31	—
	R1年	34(+3)	8.2% 県平均と対比

令和元年振り込めサギ地区別発生状況(8月末現在)

地区名	件数	発生日	手口	発生場所	年齢	男・女	備考
茅ヶ崎地区	1	5月28日	オレオレ	本村	68	女	未遂検挙
(13)	2						
(30年実績)	3						

茅ヶ崎南地区 (4)	1						
	2						
	3						

南湖地区 (5)	1	5月23日	オレオレ	南湖	84	女	
	2						
	3						

海岸地区 (7)	1	8月6日	オレオレ	東海岸北	85	女	
	2	8月8日	オレオレ	東海岸北	81	女	
	3						

鶴嶺東地区 (4)	1						
	2						
	3						

鶴嶺西地区 (13)	1	1月29日	オレオレ	今宿	73	女	
	2	4月12日	オレオレ	萩園	77	女	
	3	4月10日	架空請求	萩園	69	男	未遂検挙

湘南地区 (3)	1	5月7日	オレオレ	浜見平	85	女	
	2	5月7日	オレオレ	浜見平	81	女	
	3						

松林地区 (8)	1	7月10日	架空請求	松林	61	女	
	2						
	3						

湘北地区 (8)	1	1月31日	オレオレ	香川	85	女	
	2	7月25日	オレオレ	香川	82	女	
	3						

小和田地区 (3)	1						
	2						
	3						

松浪地区 (10)	1	7月1日	オレオレ	ひばりが丘	73	女	
	2						
	3						

浜須賀地区 (7)	1	1月10日	還付金	松が丘	63	男	
	2	5月28日	オレオレ	浜須賀	86	男	
	3						

小出地区 (2)	1	5月7日	オレオレ	堤	80	女	
	2						
	3						

寒川地区 (17)	1	5月15日	オレオレ	大曲	85	女	
	2	7月26日	オレオレ	岡田	81	女	

《5周年記念コミセンまつり案》

◇記念式典…2Fホール 来賓役員・運営委員のみ

9:00～オープニング(萩原さんのバイオリンの演奏)

9:10～記念式典…2Fホール

- ① 会長・市長・教育長、集会施設会長、県会議員のあいさつ、招待者の紹介(招待者 38名)
- ② プロジェクターにてコミセンのあゆみ、功労者を讃える。

※式次第⇒植松

※席次表・席に名札をつける⇒忠隈

※司会・進行・誘導等役割を決める⇒運営役員

※スライドの内容と作成⇒朝岡・平松・忠隈

※松浪コミセン関係者へのコミセンまつりへの案内状⇒朝岡⇒済
(模擬店の引換券を発行する。)

9:40～懇談

式典後、1Fカフェに移動してケーキセットのおもてなし。

※カフェでの席次表・席に名札をつける⇒出席者が確定した後、小野江作成

※手土産(招待者全員に)タオル・バームクーヘン・赤飯・ビール(持ち帰り)、購入と買出し等⇒
・招待状⇒発送済

※式典のプログラム作成⇒植松

※リボン⇒植松・領収書⇒杉本・お礼状⇒植松済・手提げ袋⇒佐々木

※コミセンまつりのパンフレット⇒小野江

※駐車場お礼 5箇所

10:20 中締め

◇コミセン祭り

10:30～一般の方の開場

◇模擬店 11:00～14:00 1Fカフェとフリースペースで

カフェ提供:ミニカレー(200食)・コーヒー(200杯)

からあげおよびポテト(各 300個)・タピオカジュース(300杯)・ポップコーン(材料/時間)・綿菓子(機械購入予定・材料/時間)

・模擬店協力団体の確定⇒9/18運営委員会にて

・材料費は、まちぢから協議会で負担して売り上げは担当した団体になるべく等しく還元。カフェ担当分の収益は、カフェへ。

・晴天時には、ポップコーン・綿菓子は外で販売、立ち食い用に長机(社協所有をお借りする。)

・販売金額について:ポップコーン・綿菓子は無料。ミニカレー150円、コーヒー100円

唐揚げ・ポテト 50円、タピオカジュース 100円

・ゴミは全て、分別してコミセンで回収。

※模擬店での必要物品・食材の購入等⇒小野江・佐々木・松井

◇利用団体のお披露目・体験：2Fホール・音楽室・和室

- ・9/1(土)参加団体に説明会をし、プログラムを決めた。
- ・45分間の時間内のうち30分以内を発表時間とし、司会・音響・団体の紹介等各団体で行う。
- ・控室…会議室1と2を使用する。会議室3は予備。

発表時間	ホール	音楽室	和室
11:00～11:45	オカリナミッキー		
11:45～12:30	パーチェム・ソローレ		自彊術普及会
12:30～13:15		アフアンゲラーアフリカ	
13:15～14:00	茅ヶ崎ケーキフラ		
14:00～14:45	すこやか太極拳	ひびき会	
14:45～15:30	汐小ダンスクラブ(SDR)		
15:30～16:15	湘南元気会		

※各団体にコメントをもらいプログラムを載せたコミセンまつりのお知らせを9/15に回覧済

《駐輪場・駐車場》

- ・コミセンの駐車駐輪は全面禁止。松浪中学校に臨時駐輪場を設置。(近隣の見回りが必要。)
- ・来賓の駐車場(郵便局2台、一喜2台、さざなみ2台、川田宅1台、松浪中学校10台)
- ・駐車場プラカード・招待者駐車場カード手配

《当日の役割》

★当日の役割分担案

運営		8:30～15:00
警備：松浪中学校	6名	白石・長谷川・野村・高橋・荒牧・渡邊
警備：近隣セブンなど	4名	中井・刈間・新倉・コ事務員
警備：コミセン前	4名	松井・朝岡・櫻井・コ事務員
団体発表	5名	高田・森・菊池・加藤・コ事務員
美化	4名	末松・坂井・大曾根・コ事務員
受付・接待・案内	5名	杉本・辻・大類・川田・コ事務員
計	29名	

★係ができない運営委員は、各団体から1名出してください。

★休憩・昼食などのシフトは各係で決めてください。

模擬店	午前：10:00～14:00
調理室作業	8名(12時には終了)
販売：タピオカジュース	4名
販売：ポテト・唐揚げ	4名
販売：ポップコーン	4名
販売：綿菓子	4名
計	24名

《模擬店参加希望団体》

- 体育振興会 ○緑が浜小区推進協 ○汐見台小区推進協 ○汐見台小学校PTA
- 緑が浜小学校PGT ○松浪小学校PTA ○松浪中学校PTA

※運営委員以外で係をする方、模擬店に参加される方の名簿を9/27までに朝岡まで知らせてください。

《その他》

○ボラセンは1Fでの告知活動を予定。なみっこは10:30～通常オープン。包括支援センターは休み。

※スタッフの弁当手配(セブンイレブン発注)⇒佐々木

○共用会議室はスタッフ休憩・食事室

○コミセンジャンパー50 着手配⇒済

○朝市は通常営業9時前には完全撤収

○前日5日 運営委員にて17:00より会場セッティングなど

当日6日 運営委員は8:30集合。

次回の実行委員会は、9/28(土)16:00～

開館5周年記念! みんなで来てね!

松浪コミセンまつり

10月6日(日)開催

とき AM10:30開場 11:00~

ところ 松浪コミュニティーセンター

模擬店

1Fカフェ
フリースペース

ミニカレー
からあげ
ポテト
わたがし
ポップコーン
コーヒー
タピオカ
ジュース

発表会・体験 コーナー

オカリナミッキー

自強術普及会

パーチェム・ソローレ

アフアンゲラーアフリカ

琴ヶ崎ケイキフラ

ひびき会

すこやか太極拳

湘南元気会

汐小ダンスクラブ

※プログラムの詳細は裏面をご覧ください

- 当日は駐車・駐輪禁止です! 歩きでのご来場をお願いします。
- コミセン近隣のお店には、迷惑になりますので絶対に駐車、駐輪しないようにお願いします。

※当日、松浪中学校に臨時駐輪場をもうけていますのでご利用ください。

主催: 松浪地区まちぢから協議会

プログラム

2階 ホール1・2

♪時間が多少前後する場合がありますが、ご了承ください。

発表時間	サークル・内容	
11:00～11:45	オカリナミッキー (オカリナの演奏・合唱)	結成11年目を迎えたオカリナ愛好家の集まりです。音楽会の参加やボランティア演奏の活動をしています。
11:45～12:30	パーチェムソローレ (コーラス)	ふるさと、など歌います。
13:15～14:00	茅ヶ崎ケイキフラ (フラの発表・体験)	Aloha!小学生と幼稚園のお友達がフラを踊ります。皆で踊るコーナーもあります。
14:00～14:45	すこやか太極拳 (太極拳の披露・体験)	団体表演と4歳から中学生向けのカンフー体操体験会を行います。
14:45～15:30	汐小ダンスクラブ (ダンスの発表)	コンクール金賞の作品です。応援お願いします。
15:30～16:15	湘南元気会 (太極拳の披露)	簡化24式・48式・陳式の太極拳を披露します。

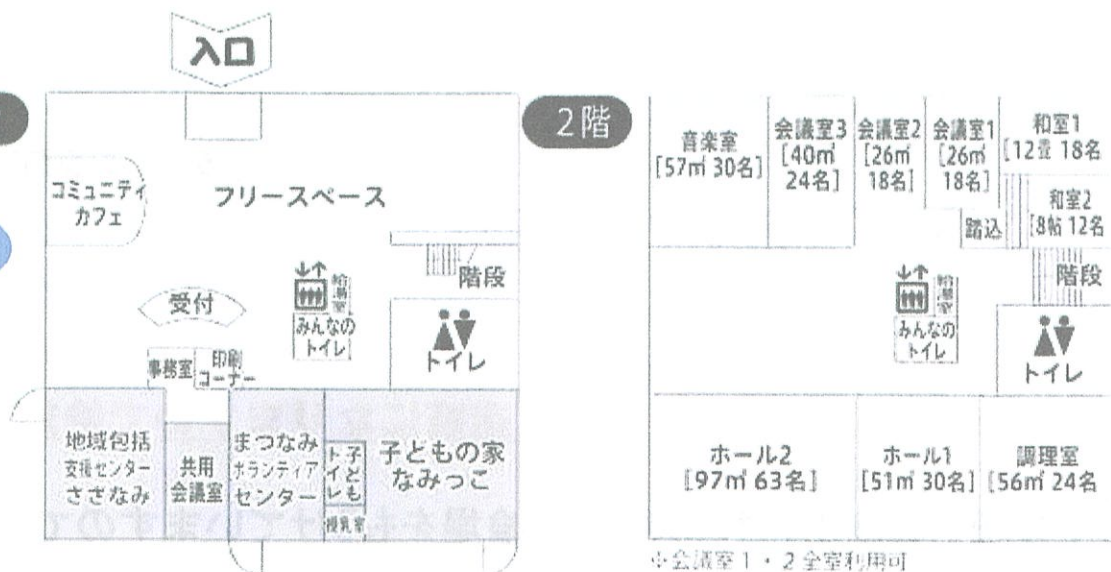
2階 音楽室

発表時間	サークル	
12:30～13:15	アファンゲラーアフリカ (太鼓・ダンス発表・体験)	アフリカの太鼓とダンス。体験もできますよ♪
14:00～14:35	ひびき会 (津軽三味線の演奏)	津軽三味線の曲弾きと歌をお楽しみください。

2階 和室

発表時間	サークル	
11:45～12:30	自彊術普及会 (健康体操の体験)	日本最古の健康体操です。性別・年齢関係なく体験ができます。

館内マップ



※会議室1・2 全室利用可
※ホール1・2 全室利用可



茅ヶ崎生活安全だより

神奈川県茅ヶ崎警察署
生活安全課

地域防犯連絡所制度の概要

平素から地域における「安全・安心まちづくり」のリーダーとして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、地域防犯連絡所制度について、改めて本制度の内容をご理解の上、今後の「安全・安心まちづくり」活動の参考にさせていただきたいと思っております。

◎ 地域防犯連絡所制度発足の経緯

平成5年4月1日、それまで各地区に設置されていた「防犯連絡所」と「警察官立寄所」を整理・統合して、地域における自主防犯活動の拠点、警察と地域を結ぶ相互情報交換の窓口として、県下一斉に発足し、現在に至っています。

◎ 活動要領

地域防犯連絡所の皆様をお願いする活動内容は、おおむね次のとおりです。

1 地域の意見・要望の連絡

地域の方々から犯罪や事故、少年非行問題、その他警察活動に対する意見要望があった時に、警察に連絡していただくなど、地域の方々とのパイプ役となってください。

2 各種防犯活動への協力

地域安全運動、有害環境浄化活動等へ積極的に参加してください。

3 広報紙の回覧・ポスターの掲示

県防連発行の広報誌「防犯かながわ」や交番（駐在所）だよりなどの警察からの広報紙が配布されたら、地区の回覧等を活用するなどして、地域の方々へ安全情報を伝達してください。

4 地区内で防犯座談会、防犯パトロール等を積極的に実施してください。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



神奈川県茅ヶ崎警察署
0467(82)0110

